

【補足資料】令和 6 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）説明

【歳入】

（１）国民健康保険税

- ・国民健康保険税は、23 億 4,603 万 1,000 円で、令和 5 年度と比較して 2 億 6,728 万 7,000 円の減（▲10.2%）となっています。保険税収入の実績額の推移や団塊世代の方の後期高齢者医療保険への移行による被保険者数の減少を見込んでいます。

（２）一部負担金

- ・主に災害や失業等により著しく収入が減少した場合に、医療機関で支払う一部負担金の支払を猶予するもので、後日、被保険者が納付する制度です。一般被保険者等の現年・過年度分として納付される場合に備え、令和 5 年度と同様、科目として設定しています。（※令和 5 年度：一部負担金の発生はなし）

（３）国庫支出金

- ・東日本大震災や新型コロナウイルス感染症等の災害による保険税減免の特例措置として国から交付されますが、当初予算編成時には交付対象の有無が確定していないため、令和 5 年度と同様、科目として設定しています。

（４）県支出金

①普通交付金

- ・病院・診療所で受けた医療費や整骨院・針灸院など病院等以外の施設で受けた医療行為に要する費用に対し交付されるものです。被保険者数の減少を見込み、令和 5 年度と比較して 1 億 5,487 万円の減（▲1.8%）を見込んでいます。

②特別交付金

- ・市町の財政状況やその他の個別の事情に応じ、財政調整を行うものとして交付されます。令和 5 年度と比較して 1,257 万 4,000 円の減（▲4.7%）を見込んでいます。

【参考】特別交付金の種類

- ア. 保険者努力支援金：評価指標の達成割合により交付されるもの。
- イ. 特定健康診査等負担金：特定健康診査等の実績により交付されるもの。
- ウ. 特別調整交付金：災害など、特別の財政事情を考慮し交付されるもの。

（５）財産運用収入

- ・財政調整基金の運用によって生じる利息です。令和 5 年度と比較して 233 万円の増を見込んでいます。

(6) 繰入金

①一般会計繰入金

- ・国の基準に基づくもの（法定繰入）と市の独自基準に基づくもの（法定外繰入）があり、様々な経費に対して繰入を行います。本市は法定繰入のみです。令和5年度と比較して3,939万1,000円の減（▲5.2%）を見込んでいます。

【参考】一般会計繰入金の種類

ア. 保険基盤安定繰入金

○税負担能力の低い低所得者の加入割合が高いため、公費により税軽減分等の財政支援を行うもの。

《財源》

- ・保険税軽減分：県 3/4、市 1/4
- ・保険者支援分：国 1/2、県 1/4、市 1/4

イ. 未就学児均等割保険税繰入金

○未就学児がいる世帯に対し、公費により均等割保険税（医療分 21,000 円、後期分 5,900 円）の軽減措置として財政支援を行うもの。

《財源》国 1/2、県 1/4、市 1/4

ウ. 財政安定化支援事業繰入金

○被保険者の年齢構成が高齢者に偏っているため、その平準化を図るため公費により財政支援を行うもの。

エ. 職員給与費等繰入金

○職員給与費及び事務費を市から繰り入れるもの。

オ. 出産育児一時金繰入金

○出産育児一時金として、市からその経費の 2/3 を繰り入れるもの。

カ. 産前産後保険料免除繰入金

○子育て世代の負担軽減を図る政策の一環として、出産時における保険税の軽減措置として財政支援を行うもの。

《財源》国 1/2、県 1/4、市 1/4

②基金繰入金

- ・国民健康保険財政調整基金から国民健康保険事業に要する費用として取り崩すものです。
- ・令和6年度は、国民健康保険税の減による財源不足分について繰入を見込んでいます。令和5年度は0円であるため令和6年度は皆増となっています。

(7) 繰越金

- ・令和5年度の決算時に生じる余剰金として、令和5年度と同額を計上しています。

(8) 諸収入

- ・国民健康保険税の支払が滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等です。

【参考】

○第三者行為納付金

- ・交通事故等により、一旦、国保診療を受けた費用を加害者（第三者）から損害賠償金として受け入れるもの。

○医療費不当請求に係る返納金

- ・国保資格喪失後（社保加入、転出等）に国保を誤使用した場合、国保診療に係る返納金を受け入れるもの。

【歳出】

(1) 総務費

- ・国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、管理運営経費、徴税経費、収納率向上、医療費適正化経費、国民健康保険運営協議会費などがあります。
（職員給与、手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵送料、機器リース料、委託料等）
- ・令和5年度と比較して698万5,000円の増（+2.8%）を見込んでいます。

(2) 保険給付費

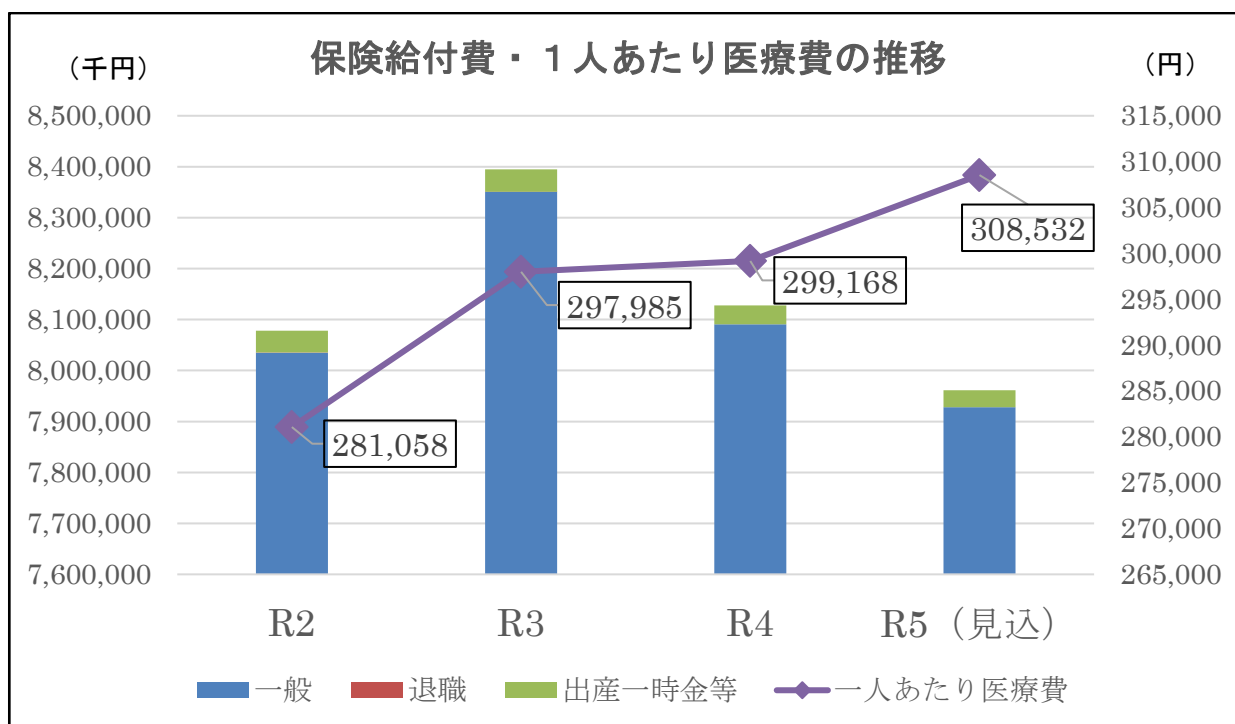
- ・保険給付費全体では、令和5年度と比較して1億6,812万4,000円の減（▲2.0%）を見込んでいます。
- ・療養給付費（病院・診療所で受けた医療費）や療養費（整骨院・針灸院など病院等以外の施設で受けた医療行為）、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費については、被保険者数の減少や、過年度実績額の推移を踏まえて見込んでいます。
- ・傷病手当金は、皆減を見込んでいます。
- ・移送費については、令和5年度と同額を計上しています。

【参考】保険給付費の推移

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)	令和6年度 (当初予算)
一般	療養給付費	6,927,098	7,213,157	7,014,622	6,851,550	7,183,426
	療 養 費	82,561	75,136	69,649	70,726	74,540
	高額・介護合算	1,025,198	1,062,325	1,006,333	1,006,042	1,063,265
	移送費	62	0	0	0	100
	小計	8,034,919	8,350,618	8,090,604	7,928,318	8,321,331
退職	療養給付費	461	18	0	0	0
	療 養 費	10	0	0	0	0
	高額・介護合算	62	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
	小計	533	18	0	0	0
出産一時金等・ 葬祭費・傷病手当金		43,009	43,906	37,486	32,726	43,350
合計		8,078,461	8,394,542	8,128,090	7,961,044	8,364,681

※令和元年度から4年度は決算額(千円未満四捨五入)、令和5年度は決算見込額、令和6年度は当初予算額



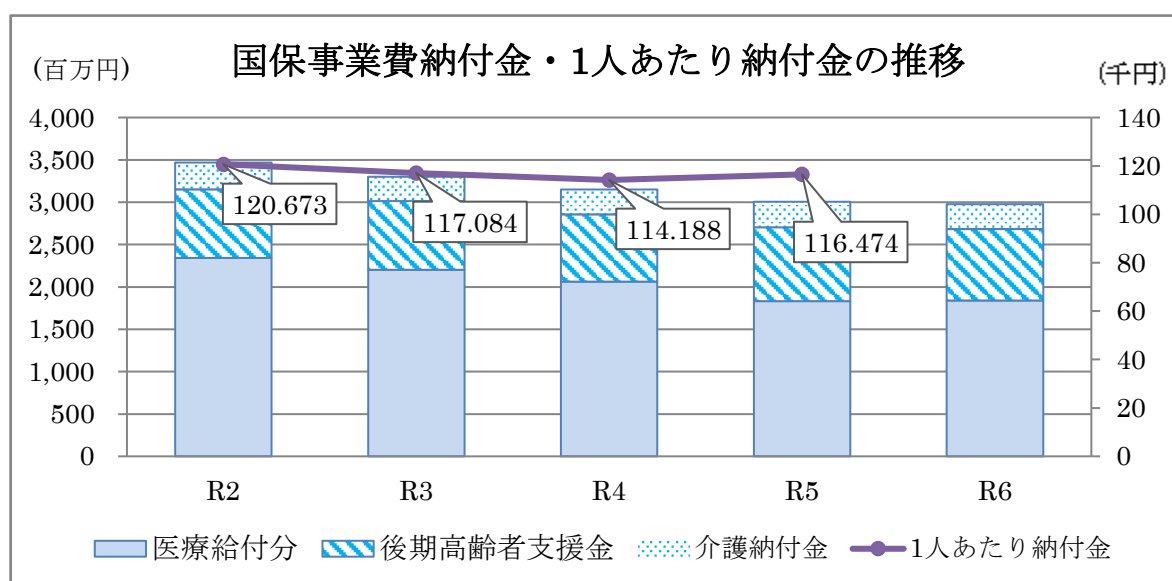
※一人あたり医療費 = 上記表の保険給付費等合計 ÷ 被保険者数年度平均

(3) 国民健康保険事業費納付金

- ・医療費水準や所得水準等に基づき積算された国民健康保険事業費納付金（医療費分・後期高齢者支援金分・介護納付分）を栃木県に納付するものです。
- ・令和5年度と比較して2,879万8,000円の減（▲1.0%）を見込んでいます。

（単位：千円）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療給付分	一般	2,342,680	2,202,002	2,063,728	1,832,931	1,839,935
	退職	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	一般	809,966	811,622	793,264	871,010	843,972
	退職	0	0	0	0	0
介護納付金		315,861	286,981	293,225	301,450	292,686
合計		3,468,507	3,300,606	3,150,217	3,005,391	2,976,593



(4) 保健事業費

- ・国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷について医療給付を行うことを主な目的としていますが、傷病の予防や、疾病を早期に発見して重症化を防ぎ、自ら健康になろうとする努力を支援し、地域全体の衛生・保健向上を図るため、健康教育、健康相談及び健康診査、疾病予防等の活動を実施しています。
- ・令和5年度と比較して361万6,000円の減（▲2.5%）を見込んでいます。

(5) 基金積立金

- ・ 財政調整基金の利息や、国民健康保険税の余剰分がある場合に基金として積み立てるものです。
- ・ 令和5年度と比較して1億4,570万6,000円の減(▲98.3%)を見込んでいます。

(6) 諸支出金

- ・ 国民健康保険税の還付金や国・県支出金への返還金などに支出するものです。
- ・ 一般会計への繰出金について、健康ポイント事業費分の472万8,000円の増(+14.1%)を見込んでいます。

(7) 予備費

- ・ 予算において予定していた経費の不足、または未計上の経費の必要に備え、令和5年度と同額を計上しています。